

社会福祉法人三矢会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内容

目標 1 妊娠中及び出産後の女性職員の健康管理についての資料を配布し、制度の周知を図る。

<対策>

平成 30 年 4 月～ 職員の意向調査

平成 30 年 6 月～ 制度に関する資料の作成と配布

目標 2 育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項についての周知を図る。

<対策>

平成 30 年 4 月～ 職員の意向調査

平成 30 年 6 月～ 制度に関する資料の作成と配布

目標 3 年次有給休暇の取得日数に個人差が出ないように、必要な検討を行う。

<対策>

平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況の把握、職員の意識調査

平成 30 年 6 月～ 対応策の検討と提言

目標 4 地域の子どもの見学及び若者のインターンシップの受入れを行う。

<対策>

平成 30 年 4 月～ 受入れ体制等について検討開始

平成 30 年 6 月～ 関係先との諸調整

平成 30 年 8 月～ 受入れ開始